

姫路市土木工事共通仕様書（令和2年4月版）主な変更箇所

旧条文（変更前）		新条文（変更後）		理由	適用日（発行日）																																																								
施工管理基準 出来形管理基準及び規格値		施工管理基準 出来形管理基準及び規格値																																																											
<p>1. 構造物の出来形管理は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>測定箇所</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">延 長</td> <td colspan="2">起点・終点間</td> <td>延長の-0.5%かつ -1,000mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">測点・変化点間</td> <td>構造物の各延長の-0.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各構造物</td> <td>構造物の各延長の-1.0% かつ-100mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">面 積</td> <td>構造物毎に測点及び変化点</td> <td>構造物の種類毎の-0.5% かつ-10㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幅 厚さ 高さ 法長</td> <td>連続したものの</td> <td>起終点を含む各測点及び変化点</td> <td rowspan="2">工種毎の規格値</td> </tr> <tr> <td>独立したものの</td> <td>10箇所以上：5箇所に1箇所 9箇所以下：2箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準高</td> <td>起終点を含む各測点及び変化点</td> <td>工種毎の規格値 ただし、水路工及び下水道工の逆勾配は不可</td> </tr> </tbody> </table>		測定項目		測定箇所	規格値	延 長	起点・終点間		延長の-0.5%かつ -1,000mm	測点・変化点間		構造物の各延長の-0.5%	各構造物		構造物の各延長の-1.0% かつ-100mm	面 積		構造物毎に測点及び変化点	構造物の種類毎の-0.5% かつ-10㎡	幅 厚さ 高さ 法長	連続したものの	起終点を含む各測点及び変化点	工種毎の規格値	独立したものの	10箇所以上：5箇所に1箇所 9箇所以下：2箇所	基準高		起終点を含む各測点及び変化点	工種毎の規格値 ただし、水路工及び下水道工の逆勾配は不可	<p>1. 構造物の出来形管理は次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">測定項目</th> <th>測定箇所</th> <th>規格値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">延 長</td> <td colspan="2">起点・終点間</td> <td>延長の-0.5%かつ -1,000mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">測点・変化点間</td> <td>構造物の各延長の-0.5%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">各構造物</td> <td>構造物の各延長の-1.0% かつ-100mm</td> </tr> <tr> <td colspan="2">面 積</td> <td>構造物毎に測点及び変化点</td> <td>構造物の種類毎の-0.5% かつ-10㎡</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">幅 厚さ 高さ 法長</td> <td>連続したものの</td> <td>起終点を含む各測点及び変化点</td> <td rowspan="2">工種毎の規格値</td> </tr> <tr> <td>独立したものの</td> <td>10箇所以上：5箇所に1箇所 9箇所以下：2箇所</td> </tr> <tr> <td colspan="2">基準高</td> <td>起終点を含む各測点及び変化点</td> <td>工種毎の規格値 ただし、水路工及び下水道工の逆勾配は不可</td> </tr> </tbody> </table> <p>※測点は原則20m毎とする。</p>		測定項目		測定箇所	規格値	延 長	起点・終点間		延長の-0.5%かつ -1,000mm	測点・変化点間		構造物の各延長の-0.5%	各構造物		構造物の各延長の-1.0% かつ-100mm	面 積		構造物毎に測点及び変化点	構造物の種類毎の-0.5% かつ-10㎡	幅 厚さ 高さ 法長	連続したものの	起終点を含む各測点及び変化点	工種毎の規格値	独立したものの	10箇所以上：5箇所に1箇所 9箇所以下：2箇所	基準高		起終点を含む各測点及び変化点	工種毎の規格値 ただし、水路工及び下水道工の逆勾配は不可	追記	令和2年4月
測定項目		測定箇所	規格値																																																										
延 長	起点・終点間		延長の-0.5%かつ -1,000mm																																																										
	測点・変化点間		構造物の各延長の-0.5%																																																										
	各構造物		構造物の各延長の-1.0% かつ-100mm																																																										
面 積		構造物毎に測点及び変化点	構造物の種類毎の-0.5% かつ-10㎡																																																										
幅 厚さ 高さ 法長	連続したものの	起終点を含む各測点及び変化点	工種毎の規格値																																																										
	独立したものの	10箇所以上：5箇所に1箇所 9箇所以下：2箇所																																																											
基準高		起終点を含む各測点及び変化点	工種毎の規格値 ただし、水路工及び下水道工の逆勾配は不可																																																										
測定項目		測定箇所	規格値																																																										
延 長	起点・終点間		延長の-0.5%かつ -1,000mm																																																										
	測点・変化点間		構造物の各延長の-0.5%																																																										
	各構造物		構造物の各延長の-1.0% かつ-100mm																																																										
面 積		構造物毎に測点及び変化点	構造物の種類毎の-0.5% かつ-10㎡																																																										
幅 厚さ 高さ 法長	連続したものの	起終点を含む各測点及び変化点	工種毎の規格値																																																										
	独立したものの	10箇所以上：5箇所に1箇所 9箇所以下：2箇所																																																											
基準高		起終点を含む各測点及び変化点	工種毎の規格値 ただし、水路工及び下水道工の逆勾配は不可																																																										
品質管理基準 及び規格値		品質管理基準 及び規格値																																																											
		<p>4. 小規模コンクリートの品質管理</p>		<p><u>複数の工種で同じ種別のコンクリート（呼び強度、スランプ、粗骨材最大寸法、セメントの種別がすべて同一）の総使用量が50㎡未満の場合は、生コン工場の品質証明書等のみとすることができる。</u></p>	追記	令和2年4月																																																							